

岐阜県国土整備部及び都市建築部（公共建築課を除く）

発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、岐阜県国土整備部及び都市建築部（公共建築課を除く）の各機関が発注する建設工事のうち、担い手確保のため建設現場環境改善モデル工事（以下、「モデル工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（モデル工事）

第2条 モデル工事とは、現場技術者等や作業員に対する快適な作業環境の改善を図る「快適トイレ」、「快適休憩所」の設置のほか、これらの施設以外に行う作業環境の改善や、周辺住民の生活環境への配慮、及び一般住民への建設事業の広報活動など（以下、「標準的な現場環境改善」という。）を実施する工事のこととをいう。

（1）快適トイレ

男女ともに快適に使用できる仮設トイレのことをいい、【別表－1】に示す「1. 快適トイレに求める標準仕様」「2. 快適トイレとして活用するために備える付属品」をすべて満たすものとし、現場代理人・技術者等及び現場作業員に女性が含まれる場合は、男女別の快適トイレの設置を標準とする。

（2）快適休憩所

快適な作業員休憩所のことをいい、【別表－2】に示す「1. 作業員が快適に休憩できる快適な仕様」「2. 快適な休憩所として活用するために備える付属品」をすべて満たすものとし、現場代理人・技術者等及び現場作業員に女性が含まれる場合は、女性に配慮するよう努めなければならない。

（3）標準的な現場環境改善

仮設備、営繕や安全関係で現場環境を改善するほか、建設事業の住民広報など地域との連携の下で現場環境改善を行うもので、【別表－3】の各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施する。

（対象工事）

第3条 土整備部及び都市建築部（公共建築課を除く）の各機関が発注する国土整備部及び都市建築部（公共建築課を除く）所管の建設工事（ただし、災害復旧工事及び維持工事等で実施が困難な工事を除く）のうち、発注機関の長が必要と認めた工事をモデル工事の対象とし、原則、設計金額が5,000万円以上の工事は、発注時からモデル工事とする。

なお、契約後に受注者から申し入れがあった場合は、受発注者の協議によりモデル工事として適用できるものとする。

(実施内容)

第4条 発注時からモデル工事とするもの、及び契約後の受注者申し入れによりモデル工事とするものについては、それぞれ以下のとおり実施するものとする。

(1) 発注時からモデル工事とするもの

設計金額が5,000万円以上の工事は、原則として快適トイレ、快適休憩所及び標準的な現場環境改善すべてを実施する。

但し、標準的な現場環境改善については【別表－3】に示すとおり、快適休憩所の設置により、3費目の3内容を満たすものとする。(従って、「地域連携」費目から1内容及び、いずれかの費目から1内容を選択し実施すればよい。)

(2) 契約後の受注者申し入れによりモデル工事とするもの

快適トイレ、快適休憩所及び標準的な現場環境改善の中から、1つ以上を選択して、受注者申し入れにより実施する。

但し、設計金額が5,000万円以上の工事で快適休憩所を実施する場合は、標準的な現場環境改善も併せて実施することとし、その内容は上記(1)の但し書きと同様とする。

また、設計金額が5,000万円未満の工事で標準的な現場環境改善を実施する場合は、快適休憩所の実施の有無に問わらず、【別表－3】の各計上費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施する。

(入札公告、指名通知及び特記仕様書への記載)

第5条 モデル工事を発注する現地機関の長は、入札公告、指名通知及び特記仕様書においてモデル工事であるという旨を以下のとおり記載する。

入札公告への記載例（一般競争入札の場合）

1. 一般競争入札に付する工事

() 本工事は、担い手確保のための建設現場環境改善モデル工事です。

詳細は「岐阜県国土整備部及び都市建築部（公共建築課を除く）発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。

指名通知への記載例（指名競争入札の場合）

15. その他

() 本工事は、担い手確保のための建設現場環境改善モデル工事です。

詳細は「岐阜県国土整備部及び都市建築部（公共建築課を除く）発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。

特記仕様書への記載例

第〇条 建設現場環境改善工事の実施

() 本工事は、担い手確保のための建設現場環境改善モデル工事です。

詳細は「岐阜県国土整備部及び都市建築部（公共建築課を除く）発注の建設現場環境改善モデル工事実施要領」を参照してください。

(提出書類)

第6条 受注者は、モデル工事を実施するにあたり、下記のとおり発注者に提出しなければならない。

- (1) 受注者は、工事着手前に監督員と協議し、その内容を「現場環境改善に関する実施計画書」【様式1】を作成のうえ、工事着工前までに提出するものとする。
なお、現場環境改善の実施が困難な場合は、計画書にその旨を記載し監督員と協議するものとする。
- (2) 受注者は、工事完了までに「現場環境改善に関する実施報告書」【様式2】を監督員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、モデル工事のために必要な施設や設備に要した費用について、それを証明できる書類（取引伝票や見積書等）を保管するとともに、監督員から請求があった場合、ただちに提示するものとする。

(経費の計上)

第7条 発注時からモデル工事とするもの、及び契約後の受注者申し入れによりモデル工事とするものについては、それぞれ以下のとおり経費を計上するものとする。

- (1) 発注時からモデル工事とするもの
設計金額が5,000万円以上の工事で、モデル工事として発注するものについては、当初設計において、現場環境改善費に快適トイレを積上げ計上すると共に、現場環境改善费率により快適休憩所及び標準的な現場環境改善に係る経費を計上する。
- (2) 契約後の受注者申し入れによりモデル工事とするもの
快適トイレを実施する場合
設計変更において、現場環境改善費に快適トイレを積み上げ計上する。
 - ① 快適休憩所と標準的な現場環境改善を併せて実施する場合
設計金額が5,000万円以上の工事については、設計変更において、現場環境改善费率により快適休憩所及び標準的な現場環境改善に係る経費を計上する。
設計金額が5,000万円未満の工事については、設計変更において、快適休憩所を積み上げ計上すると共に現場環境改善费率を計上する。
 - ② 標準的な現場環境改善を実施する場合
設計変更において、現場環境改善费率により経費を計上する。
注意) 標準的な現場環境改善の単独での実施は、設計金額が5,000万円未満工事でのみ可能。

(工事評点の取り扱い)

第8条 モデル工事として計画し実施計画書に記載した環境改善の項目については、工事成績評定の考查項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象としない。

(熱中症対策)

第9条 現場における熱中症の予防を推進するため、最高気温が30度以上となる真夏日を工期に含む工事において標準的な現場環境改善を実施する場合は、1つ以上の熱中症予防に関連する内容を実施するものとする。

なお、熱中症予防に関する内容としては、営繕関係費目の「5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等」、安全関係費目の「3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策」が該当するものとする。

(その他)

第10条 受注者は、発注者がモデル工事に対するアンケートを行う場合は、回答をすること。また、この要領に定めにない事項については、受発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年2月26日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

【別表－1】快適トイレの仕様

- | |
|--|
| 1. 快適トイレに求める標準仕様 |
| <ul style="list-style-type: none">① 洋式便座② 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）③ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
(必要に応じて消臭剤等を活用し臭い対策を取ること)④ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)⑤ 照明設備⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置場設備機能（耐荷重5kg以上） |
| 2. 快適トイレとして活用するために備える付属品 |
| <ul style="list-style-type: none">① 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示② 入口の目隠しの設置
(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)③ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）④ 鏡付きの洗面台⑤ 便座除菌シート等の衛生用品 |
| 3. 推奨する仕様、付属品 |
| <ul style="list-style-type: none">① 室内寸法900×900mm以上（半畳以上）② 擬音装置③ フィッティングボード④ フラッパー機能の多重化⑤ 窓など室内温度の調整が可能な設備⑥ 小物置場等（トイレットペーパー予備置き場） |

注1) 全国における「快適トイレ」の事例集（掲載リスト）（国土交通省）参照

注2) 「3.推奨する仕様、付属品」については、必ずしも設置を義務付けるものではない。

【別表－2】快適休憩所の仕様

1. 作業員休憩所に求める標準仕様

- ①作業員が快適に休憩するのに必要な面積を有した建物
- ②冷暖房施設
- ③電気の引き込み及び照明施設

休憩するのに必要な面積：一日当たりの作業員 15 名に対し 25m² を標準とする。

2. 快適な休憩所として活用するために備える付属品

- ①湯沸かし器
- ②コンセント
- ③消火器

3. 推奨する仕様、付属品

- ①休憩に必要な机及び椅子や畳等
- ②冷蔵庫
- ③テレビ
- ④鍵付ロッカー
- ⑤ウォーターサーバー
- ⑥長靴洗浄機
- ⑦空気洗浄機
- ⑧Wi-Fi 環境
- ⑨シャワー室
- ⑩女性用化粧室

注)「3.推奨する仕様、付属品」については、必ずしも設置を義務付けるものではない。

【別表－3】標準的な建設現場環境改善の実施内容

計上費目	実施する内容	快適休憩所で義務付けられている内容
現場環境改善費 (仮設備関係)	<input type="checkbox"/> 用水・電力等の供給設備 ※	・休憩所へ電気の引き込み ・コンセント
	<input type="checkbox"/> 緑化・花壇	
	<input type="checkbox"/> ライトアップ施設	
	<input type="checkbox"/> 見学路および椅子の設置	
	<input type="checkbox"/> 昇降施設の充実	
現場環境改善費 (營繕関係)	<input type="checkbox"/> 環境負荷の低減	
	<input type="checkbox"/> 現場事務所の快適化	
	<input type="checkbox"/> 労務宿舎の快適化	
	<input type="checkbox"/> デザインボックス (交通誘導警備員待機室)	
	<input type="checkbox"/> 現場休憩所の快適化 ※	・休憩所の面積の確保（15名当たり25m ² の確保） ・湯沸し器、消化器の設置
現場環境改善費 (安全関係)	<input type="checkbox"/> 健康関連設備及び厚生施設の充実等	
	<input type="checkbox"/> 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）	
	<input type="checkbox"/> 盗難防止対策（警報機等）	
地域連携	<input type="checkbox"/> 避暑（熱中症予防）・防寒対策 ※	・休憩所に冷暖房施設設置
	<input type="checkbox"/> 完成予想図	
	<input type="checkbox"/> 工法説明図	
	<input type="checkbox"/> 工事工程表	
	<input type="checkbox"/> デザイン工事看板 (各種事業のP R看板を含む)	
	<input type="checkbox"/> 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営	
	<input type="checkbox"/> パンフレット・工法説明ビデオ	
	<input type="checkbox"/> 地域対策費（地域行事等の経費を含む）	
	<input type="checkbox"/> 社会貢献	

注1) 設計金額が5,000万円以上の工事で快適休憩所を実施する場合は、標準的な現場環境改善として※の3つの内容を実施したこととする。